



独立行政法人 労働者健康安全機構
山形産業保健総合支援センター

職場における産業保健活動を無料で支援します。

TEL.023-624-5188
受付時間：平日8:30～17:15

さんぽ山形メールマガジン 臨時号

2021/06/04

■Y a m a g a t a ■

山形産業保健総合支援センター メールマガジン 臨時号

2021年6月4日 発行

■Y a m a g a t a ■

日頃より当センターをご利用いただきましてありがとうございます。

本日は「さんぽ山形メールマガジン」臨時号をお届けいたします。

近く開催予定の産業保健研修会のご案内並びに当センターの産業保健相談員である奥山直行氏（担当分野：メンタルヘルス）並びに本間直人氏（担当分野：労働衛生工学）からの寄稿文をご紹介します。

☆☆

◆◆研修会・セミナー等のご案内◆◆

【WEB研修会】「コロナ禍での産業保健活動の進め方」研修会（ワクチン接種を中心として）

研修対象者 人事総務担当者、保健師・看護師・衛生管理者等の産業保健に関わる方

【研修のねらい】

感染対策とワクチン接種の進め方。コロナ禍での産業保健活動について研修してもらいます。

【研修内容】

感染症対策は産業保健活動の一つです。新型コロナウイルス感染を収束させるためにワクチン接種が始まり、7月から65歳未満の方への接種も始まります。ワクチン接種で重要なのは、ワクチン接種後に起こる副反応です。接種直後と接種した翌日に起きる発熱、倦怠感、頭痛などの副反応が問題となっており、事業に支障がないように接種計画を立てることが大切です。これら職場におけるワクチン接種の進め方を紹介します。また、コロナ禍で留意すべき産業保健活動の進め方についても事例も含めて紹介します。

日時 令和3年6月25日（金）14：00～15：30
会場 山形産業保健総合支援センター WEB会議システム『ZOOM』

詳しい案内はこちら→

<https://www.yamagatas.johas.go.jp/training/docs/3.6.25%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E7%A6%8D%E3%81%AE%E7%94%A3%E6%A5%>

お申し込みはこちらから

→ https://www.yamagatas.johas.go.jp/training/2021/05/entry_1151.html

・当センターＨＰの申し込みフォームよりお申込みください。受講申込みの方には、研修開催前の一週間前後に招待メールをお送りいたします。開催日３日前でも届かない場合やご不明な点がありましたら、お手数ですが当センターまでご連絡ください。

・なお当日はカメラ付きパソコン及びマイク付きヘッドフォン等をご用意の上ご参加ください。また同一機関から複数名ご参加される場合は、一人ずつ別々にログインするようお願いいたします。

～WEB研修会について～

当センターにおけるWEB研修会は『ZOOM』というオンライン会議システムを使用します。研修会の参加につきましては、ブラウザからのアクセスも可能ですが、アプリケーションソフト「ZOOM」をダウンロードしてのご参加をお勧めします。アプリケーションソフトのインストール可否については、状況に応じ社内システム管理者様にご確認の上、ご対応ください。

研修会当日、音が出ない・画像が映らない等の不具合がありましたら当センターまでご連絡ください。

☆☆

◇◇産業保健相談員からの寄稿◇◇

今回は当センターの産業保健相談員である奥山直行氏（担当分野：メンタルヘルス）並びに本間直人氏（担当分野：労働衛生工学）からの寄稿文をご紹介します。

-----*

「コロナウィルス感染症雑感」

産業保健相談員（メンタルヘルス担当）奥山 直行

つい先頃まで雪かきで筋肉痛に悩んでいたが、季節の移ろいは早く、この原稿に取り組んでいる4月から新年度がスタートした。私の専門は精神科であるため、毎年この季節になると外来に新卒後の就職、転職、転勤、異動などの環境変化に起因するストレスで適応障害、うつ病などのメンタルヘルス不調を訴える患者さんが多く受診するが、今年は勤務歴が10年～30年など所謂、中堅からベテランの受診も散見され、例年とは様相を異にしている。

労働者が感じる強いストレスの内訳を直近の平成30年労働安全衛生調査結果から少し長くなるが、以下に多い順に列挙する。1. 仕事の質・量 2. 仕事の失敗・責任の発生など 3. 対人関係(セクハラ・パワハラを含む) 4. 役職・地位の変化など 5. 会社の将来性 6. 雇用の安定性 7. 事故や災害の体験。ストレスの原因は複合的で単一の要因に帰することは出来ないが、従来は調査結果通り、診療現場でも圧倒的に1～3が多かった印象を受ける。コロナウィルス感染拡大後も同様でリモート勤務やZOOMを用いた会議などで仕事の質・量が変わったのは周知の事実であるが、昨年来から5・6を訴える患者さんが増えてきた。会社の業績不振によるリストラがメディアで連日、報じられる一方で、前述のIT関連のツール導入で業務効率化が進み、コロナウィルス対策を奇貨として人員削減が進んだという思わぬ副産物が生じたケースも認められた。

コロナ感染症拡大は業務環境変化だけでなく職場の人間関係の変化とも無縁ではない。ご承知のように改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が既に2020年6月1日から大企業を対象に施行され、2022年3月31日までは努力義務の期間とされている中小企業にも2022年4月1日から適用される。企業のパワハラ対策は待った無しの状況である。パワハラは加害者の資質や認識不足に起因することが多いが、最近、メンタルヘルス不調で受診してきた患者さんが職場上司や同僚のパワハラについて「以前はこんな人(職場)ではなかったのに」と診察室で語るのを聞き、職場全体が精神的余裕を失いつつある姿が目に見え始める。こんなところにもコロナウィルス感染拡大が影を落としている。

これまで「職場のメンタルヘルス」について微力ながら幾つかの研修会でお手伝いしてきた時、「職場(で働く労働者)のメンタルヘルス」の文脈で話してきたように思う。今はメンタルヘルス不調を来している一労働者だけでなく、事業業績の悪化、環境変化などで上司である経営者や管理職、同僚そして職場全体（労働者のみならず事業自体）が負荷を強いられている時代なのかもしれない。

コロナ感染症拡大後、ワクチン接種や種々の補助金など医療的、経済的にも国や行政は必死に対策を講じて下支えしているが、特効薬は無く、先が見えない状況である。職場のメンタルヘルス不調対策も事業所によっては新たな視点からの取り組みが必要になるケースも予想されるが、これまでのメンタルヘルス対策の基本が色褪せることはない。日常の診療で経験することであるが、メンタルヘルス不調への対応には患者さん一人では解決できない問題が多々あり、職場の協力が必要になるため、上司に代表される職場側との面談を行うことも少なくないが、職場の認識不足や理解不足が未だに多いことに驚かされる。コロナ感染症拡大で職場を取り巻く環境が一変した昨今であるが、このような状況でこそ基本に立ち返り、コロナ感染症拡大以前からの課題を再認識し、現在、出来ることを確実に進めていくことも必要であろう。

-----*

「溶接ブーム到来？」

産業保健相談員（衛生工学担当） 本間直人

先日、ホームセンターに買い物に行きました。これを書いている今現在、コロナ禍ということもあり、ゴールデンウィークでもあまり遠出することもできず、自宅でバーベキュー

ーでもしようかと思ひ、子供といっしょに、木炭や網などの買い出しに行ったのです。お店に着くと、何だか賑わっているコーナーがあり、覗いてみると、溶接用品のコーナーでした。溶接というと、工場内で職人さんが黙々とやっていて、素人が手を出すものではないというイメージでしたが、現在はstay homeの影響で、溶接機材を使って、DIYとして棚やハンガー、スタンドなどを作ったり、自分の車を修理したりする人が増えているとのことでした。私がお店で見ただけには、何と女性もいて、ジュエリーボックスを自分で作りたいということで、旦那様といっしょに材料を物色していました。「日曜溶接」とでもいうのでしょうか。まだまだ私には手を出せない領域です。

さて、前振りとして、溶接の話をしてきましたが、昨年の4月に労働安全衛生法施行令改正により、「溶接ヒューム」が新たに特定化学物質第2類に指定され、併せて特定化学物質障害予防規則の改正により、令和4年4月1日から、屋内作業場において継続して「金属アーク溶接等作業」を行う事業者でその方法を変更しようとする場合、または、新たな方法を採用しようとする場合について「個人サンプリングによる測定」が義務付けられました。また、同改正規則の附則で、現に同作業を継続して行う屋内作業場については、その溶接作業ごとに令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の個人サンプリングによる測定が義務付けられました。要するに、すでに金属アーク溶接等作業を行っている事業者は、今年度中に個人サンプリングによる測定を実施しなければならなくなりました。詳細な測定方法等についての説明は、スペースの関係上、割愛させていただきますが、ざっくりまとめますと、以下の通りです。

- ・金属アーク溶接等作業について、同じ均等ばく露作業ごとに、最低2名を選定し、作業を行う全時間測定し（短縮は認めない）、全時間加重平均値として求める。
- ・測定における試料空気の採取等は、作業に従事する者の身体の適切な箇所に装着する試料採取機器等を用いる。その際、個人サンプラーの吸気口は、労働者の呼吸域に装着し、吸気口が溶接面体の内側となるように留意する。
- ・作業者の値のうち、最高値を代表測定値とする。
- ・管理区分を求める測定ではなく、溶接ヒュームの空気中濃度の基準値（Mnとして0.05mg/m³）の何倍になっているかを求め、その値に応じ保護具選定のための要求防護計数を求めることを目的とした測定である。
- ・事業者は、測定結果の評価を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、測定対象作業を継続している間は保持し、その作業が終了した後3年間保存する。

昨年の秋ごろから、当センター主催の「金属アーク溶接作業等の法改正に関する研修会」に関わらせていただき、昨年度末ごろからお問い合わせが多く入るようになりました。そして、今年度に入って、溶接ヒューム濃度の測定を実際に行っている状況です。ホームセンターで見た溶接ブームは、違う意味で私の方にも忍び寄ってきています。

☆☆

次号の配信は6月25日頃の予定です。

